

令和4年度第3回東京都入札監視委員会

令和5年3月29日

東京都庁第一本庁舎 北側33階特別会議室N1室

【臼田契約調整担当課長】 それでは、定刻となっておりますので、契約調整担当課長の臼田でございます。

開会に先立ちまして、本日、御参加いただいた記録を残すためのスクリーンショットをこれから撮らせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

撮影が終わりました。御協力ありがとうございます。

それでは、開会の挨拶を財務局契約調整担当部長よりさせていただきます。

【前山契約調整担当部長】 契約調整担当部長の前山でございます。

これより、令和4年度第3回東京都入札監視委員会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、御出席いただいております委員及び東京都の職員の出席者につきましては、配付資料のとおりでございます。

なお、原澤委員、片桐委員、森岡委員は、所用により本日は欠席との連絡を受けております。

続きまして、本日、お配りしております資料につきまして確認させていただきます。

【臼田契約調整担当課長】 臼田から確認させていただきます。よろしくお願ひいたします。

資料につきましては、郵送にて事前にお送りさせていただいているところでございます。

次第をおめくりいただきまして、資料一覧が2枚目でございます。一覧のとおり資料は全ておそろいか、御確認をお願いします。資料は全39ページでございます。不足等がございましたら御発言いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。御確認ありがとうございます。

続きまして、本日の議事進行について御説明申し上げます。資料の1枚目、次第を御覧ください。

まず、制度部会につきましては、制度部会の堀田部会長から、令和5年1月に開催された第3回の結果及び令和5年2月に開催された第4回から第8回の業界団体との意見交換会の結果について御報告をいただき、その後、各委員の方から御意見をいただきたいと思ひます。

第一監視部会につきましては、第一監視部会の小見部会長から、令和4年11月に開催された第2回の結果について御報告をいただき、その後、各委員の方から御意見をいただきたいと思ひます。

第二監視部会につきましては、第二監視部会の有川部会長から、令和5年2月に開催さ

れた第2回の結果について御報告をいただき、その後、各委員の方から御意見を頂戴いたします。

指名停止等に係る苦情処理部会につきましては、苦情処理部会の小見部会長から、令和4年8月及び10月に開催された第1回、第2回の結果について御報告をいただき、その後、各委員の方から御意見を頂戴いたします。

【前山契約調整担当部長】 続きまして、本日の議事進行役についてでございますが、有川委員長をお願いいたしたいと思います。有川委員長、引き続きよろしくをお願いいたします。

【有川委員長】 よろしく申し上げます。

【前山契約調整担当部長】 よろしく申し上げます。

【有川委員長】 有川です。では、進行させていただきます。

まず、議案1と2の制度部会の報告を、堀田部会長よりお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【堀田委員】 堀田でございます。それでは、御報告させていただきます。

まず、第3回の制度部会についてでございます。

資料は1ページになります。本年1月25日に開催いたしました。議事は2つで、民間の技術を活用した契約方式について、それから総合評価方式における環境配慮の取組についてです。

まず、1つ目の民間の技術を活用した契約方式についてですけれども、事務局より、都で導入を検討しているECI方式について、導入の背景や制度の概要、制度設計における留意点等について説明をいただきました。

各委員からは、効率化のために工事をまとめて発注ということもあると思うが、同時に競争性にも留意すべきである。できるだけ競争環境をつくるために、工事の範囲を狭めていただきたいといった意見がございました。

これに対して、事務局からは、公共調達なので原則として分離分割で発注しており、当然に今後も続けていくが、どうしてもECIの採用が必要なロットに限って適用していきたい。適用の妥当性については、技術審査委員会での議論や学識経験者の意見を聞きながら見極めていくとの回答がありました。

続いて、2つ目の総合評価方式における環境配慮の取組についてですけれども、事務局から、総合評価方式における環境配慮の取組の拡充について、現在の取組状況や新たに評価する認定制度の概要等について御説明をいただきました。

各委員からは、これまでのとうきょう森づくり貢献認証制度による加点に加えて、今回のSBTやエコ・ファースト制度による認定も加点項目とするのか、あるいはとうきょう森づくり貢献認証制度による加点はやめるのか、どちらか、などの意見がございました。

これに対して、事務局からは、森づくり貢献認証制度を残したまま、SBTやエコ・ファースト制度による認定を加えていこうと考えている。現在、環境への配慮実績がそこま

で活用されていない実態もあるので、今回の追加により幅を広げていきたいとの御回答がございました。

これら2点の事項については、各委員からの御意見を踏まえて、今後の制度設計に生かしていくよう、引き続き事務局において検討を進めていくことといたしました。

以上が第3回の制度部会における概要となります。

続きまして、第4回から第8回の制度部会についてですけれども、こちらにつきましては、令和5年2月1日から2月13日にかけて、5つの業界団体と都の入札契約制度等に関する要望について意見交換会を実施したものです。

本日は時間も限られておりますので、団体ごとの御説明については割愛いたしますけれども、多様な入札契約方式の活用や分離発注の継続実施など、入札契約制度に関する御要望や、週休2日の実現や平準化の推進など働き方改革に関する要望、また資機材の納期遅延や急激な価格高騰への対応などに関する要望が寄せられました。

各団体から寄せられた御要望の内容につきましては、資料の5ページから14ページに付けてございます団体ごとの概要に記載しております。

以上が第4回から第8回の制度部会の概要となります。以上です。

【有川委員長】 ありがとうございます。ただいま説明がありました制度部会の報告につきまして、委員の方は何か質問や意見がありましたら挙手をして発言をしてください。お願いします。特にありませんでしょうか。

それでは、引き続き第2回の第一監視部会の結果の報告を、小見部会長のほうからお願いしたいと思います。お願いします。

【小見委員】 はい、小見でございます。それでは、第2回第一監視部会結果の報告についてです。

まず、対象事案の抽出方法ですが、資料の16ページの別紙3-1、横使いのほうですが、これを御覧ください。

当第一部監視部会では、具体的な抽出方法として、高額・高落札率の事案については予定価格×落札率が大きい順に上位100件の中から抽出すること、社会的注目事案については新聞や雑誌で取り上げられた案件の中から抽出すること、1者入札の事案、低入札価格調査を行った事案、長期継続受注事案については、該当する全案件の中から抽出するとし、また各委員がそれぞれ事案を抽出した上で、その中から最終的な対象事案を部会長が決定すると決めております。

こうしたプロセスを経まして、最終的に決定した事案が別紙3の1に記載した6件でございます。

定例審議の当日は、各事業所管理局の担当者も出席して説明をしていただいた上で、入札契約手続がルールに基づいて適正に行われているか、また今後検討すべき事項がないか等について意見交換をしました。

なお、会議の公開については、個人情報や法人情報の保護の観点から非公開としており

ます。

意見交換の結果、意見が付された案件もありましたが、いずれも入札契約手続そのものはルールどおりに行われていることを確認いたしました。

では、議案ごとに具体的な内容を報告します。17ページを御覧ください。

まず、東京アクアティクスセンター（3）改修工事その2についてでございます。議案1は、高額・高落札率事案として抽出した案件です。

本件については、1回目の入札では、再度入札を含め4回開札しても価格が合わず不調という結果に終わったとのことだったが、予定価格が低過ぎたということにはなかったのか。また、今回、事後公表と事前公表を行ったことで、発注者側として事前公表のメリットをどのように考えているか等の質疑を行いました。

これに対して、予定価格については起工部署として適正に積算の上定めたが、その後のヒアリングにおいて、主に仮設工事や撤去工事の中で事業者等との間に多少認識の相違があった。また、予定価格の事前公表については、都としては予定価格を超える応札で不調になった場合は事前公表に切り替えるという運用をしており、バランスを取りつつ事前公表と事後公表を使い分けていきたいと考えているとの回答がありました。

次に、案件2は、高額・高落札率事案及び1者入札事案として抽出したものでございます。

これは、都庁第一本庁舎（3）改修工事でございます。

本件は、入札参加申請をした事業者が1者のみになったことについて、どのような理由が考えられるか等について質疑を行いました。

これに対して、本工事では、該当フロアの閉鎖・移転を繰り返しながら、令和6年度までの約3か年強にわたって改修工事を行う。その期間中、配置技術者は建設業法等に基づき拘束される。また、平日夜間や閉庁日の施工条件を付しており、このような理由から、一般的な工事と比べて条件が若干厳しかったと推察されるとの説明を受けました。

続きまして、朝霞浄水場第1高度監視制御設備等改良工事です。この議案3は、高額・高落札率事案及び1者入札事案として抽出した案件です。

本件は、施設の元施工事業者でなければできないというような案件ではないという認識で問題はないか。また、今後、この監視制御設備を分割にして、それぞれ入札にかけるという可能性はあるのか等について質疑を行いました。

これに対して、履行の困難性については、当初積算の段階で複数の事業者に見積りを依頼し、落札者以外に3者からの金額入りの見積書の提出を受け、対応可能との返事を受けているため、技術面に障壁があったということはないと考えている。また、分割発注については、設備としては一体のものなので、分割するとメーカーごとのシステムの違いから、全体として安定した運用が難しくなると思われる。この高度監視という部分に関しては、一体のものとして監視制御をかけていきたいので、分割は技術的に難しいとの説明がありました。

続いて、議案4の新宿線レール削正工事です。議案4は、1者入札事業及び同一事業者による長期受注事案として抽出した案件です。

本件については、今後、現在の受注者以外の者が新しくレール削正車をつくって競争に参加する可能性はあると考えているのか等について質疑を行いました。

これに対して、現在、この新宿線で使用しているレールの削正車は特殊なレール幅に適応した機械となっており、新宿線を含む一部事業者には需要がないため、他者が参入してくる状況はなかなか考えづらい。同じレール幅を持つ鉄道会社が車両を購入するといったことがあれば、それを使用するという選択肢もあるかもしれないが、現在、そういった話は聞いていないため、今の形でしばらくは運用せざるを得ないと考えているとの回答がありました。

続いて、議案5の南部汚泥処理プラント混練機械設備補修工事です。議案5は、1者入札事案及び同一事業者による長期受注事案として抽出した案件です。

本件については、予定価格を決めるに当たって、資料や情報の収集がどのように行われているか。事業者からの聴取等は実施しているのか。また、設備そのものに特殊な要素があるのか等について質疑を行いました。

これに対して、工事の設計に当たっての予定価格は事業者からの見積りと積算基準等を用いて積算しており、本件については、落札した元施工の事業者以外に2者から見積りを取得しているため、技術的な点でいえば十分対応可能な案件であったのではないかと考えている。また、設備の特殊性については、機器構成としては基本的には一般的なものを使用しているが、メインとなる混練機については下水道局内でも南部スラッジプラントにしか存在せず、扱っているメーカーがやや少ないといった印象があるとの回答がありました。

本議案については、汎用的なものがないとなると難しいところではあるが、元施工の事業者が受注し続けるという事態が起こらないように、更新のタイミングでそういった点を検討しながら進めてほしいとの意見を付しました。

続いて、議案6のトラフィックペイント道路標示塗装工事単価契約(5)です。議案6は、同一事業者による長期継続受注事案として抽出した案件です。

本件については、平成29年度から令和4年度までの他の地域も含めた発注状況を見ると、受注している事業者は大体固定化されているように見受けられる。この状況について何か考えられる理由はあるか等について質疑を行いました。

これに対して、過去の受注実績による工事経験等が考えられる。当該履行場所の情報や施工内容に対する知識、技術者の技術力、資材の適正な準備など、交通施設工事としては比較的特徴的な部分に関してノウハウを知っているのは大きな理由だと思われる。事業者として企業努力をして、いかに安く入れるかという点に労力を注いだ事業者ほど取っていきけるということが、実際の結果論として表れているのではないかと考えているとの回答を受けました。

以上6件、第2回第一監視部会の結果については以上となります。

【有川委員長】 ありがとうございます。ただいまの第一監視部会の報告につきまして、各委員の方、何か質問や意見等がありましたら挙手をしてお願いします。よろしいでしょうか。あるようでしたら、全て終わった後でまた意見や質問を出していただくということにして、先に進みたいと思います。

それでは、第二監視部会の結果につきまして、部会長であります私のほうから説明をさせていただきますと思います。

資料23ページの別紙4-1を御覧ください。対象事案の抽出方針につきましては、先ほど報告のありました第一監視部会と基本的に同様となりますので、説明は省略させていただきますと思います。抽出方針に基づいて最終的に抽出しました事案がここに記載されている6件となります。

結果でございますが、各事案ともそれぞれ付した意見がありますが、知事に対して意見するまでのものはありませんでした。

では、議案ごとに概要を御報告したいと思います。

まず、議案1ですが、警視庁の警告表示板設置工事（1）です。こちらは、1者入札事案として抽出した案件です。

本件は、希望制指名競争入札により発注を行ったものでありまして、希望5者、指名10者、応札者1者ということで、落札率は99.92%となっております。このため、次の入札に向けて1者入札の改善案は具体的に考えているか。予定価格とほぼ同額で入札されているが、ほかに入札参加者がいないと認識できる状況下で入札されているのかなどにつきまして質疑を行いました。

これに対して、改善策としては、発注時期が遅くなったため、他案件を受注してしまっているという状況から技術者の配置ができないという理由が現場の意見だと思われるという説明をいただきまして、今回の結果を教訓に、発注時期を早める、あるいは業者の状況をよく判断した上で工期を設定していくという回答をいただきました。また、他の入札参加者の有無の認識については、入札参加者はほかに入札参加者がいるのか、他の入札参加者が辞退したかどうか等については、一切知り得ない状況になっているという説明を受けました。

本議案につきましては、1者入札の分析を的確に行うこと、他者の参加状況が分からないにもかかわらず、予定価格と同額あるいは近似の価格で落札している事態についての的確に分析を行うこと。これらが十分に行われぬまま予定価格の事前公表を続けることについては、問題意識を持って対処していく必要があるとの意見を付しました。

次に、議案2ですけれども、総務局の阿土山林道災害復旧工事です。こちらは、同一事業者による長期継続受注案件として抽出したものです。

本件は、競争に付されているものの毎年同一事業者が落札し続けているということについて、どのような理由が考えられるか等について質疑を行いました。

これに対して、本工事は経年劣化による路面復旧を行うが、年度ごとに工事範囲を区切

って順に施工しているため、前年度受注業者は現場状況をよく把握しており、引き続き同じ道路を修復することは現場状況の分からない新規案件よりも施工しやすく、受注希望が強いのではないかと考えるとの説明を受けました。

本件につきましては、過去5年間の入札状況において、同一事業者が入札競争の結果落札し続けているということについて、適切に原因分析を行い、競争環境を整えるよう取り組むこととの意見を付しております。

次に、議案3ですが、下水道局の篠崎ポンプ所発電設備再構築工事であります。こちらは、高額事案として抽出した案件ですが、1者入札案件ともなっております。

本件につきましては、再構築工事ということだが、当初構築時の業者でないと難しい面があるのか。あるいは、最初に安く入っておいて、メンテナンスで取り返すというような心配はないだろうかについて質疑を行いました。

これに対して、当初構築時の業者に限定しない工夫として、今回、2台ある発電機のうち1台を再構築するものであるけれども、既設の発電機と関連づける必要がないように発注しており、発注図と仕様書で明確に示していること。また、発注条件については、再構築する発電機の容量の10分の1程度の発電機の施工実績があれば参加できるように要件を設定する工夫を行ったとの説明がありました。

また、構築後のメンテナンスにつきましては、更新工事と長期（例えば35年間）のメンテナンスを合わせた契約をするという考え方もあるとは思われるが、本設備は非常時に稼働する変則的な仕様であるため、長期間の契約期間において常に信頼性を担保するための部品交換頻度や周期をあらかじめ考えておくことが難しいと考える。そのため、設置後、毎年の保守点検により設備の状態を確認・精査した上で交換することでメンテナンス費用も抑えられると考え、現状の発注形態としているとの説明がありました。

本件につきましては、1者入札の原因をしっかりと分析すること。他者が参入しやすくなるような環境づくりを工夫していただきたいということ。再構築工事において、当初構築業者以外の業者が落札したという事例が全体の事業の中でどのくらいあるのか、実態を把握していただきたいということ。また、予定額の事前公表は行われていませんけれども、工事発注規模の価格帯の設定公表は行われていますので、これが適切に行われないと予定価格の事前公表と同じような機能を果たすことが心配されるので、工事発注規模の価格帯の設定公表等の運用について細心の注意を払っていただきたいとの意見を付したところであります。

次に、議案4ですけれども、財務局になります。都庁第一本庁舎（3）電気設備改修工事その2であります。これは、高額事案として抽出した案件ですが、1者入札になっている案件でもあります。

本件につきましては、1者しか資格を確認できなかった場合に予定価格を事前公表していることについて、何か工夫できないのかといったことなどにつきまして質疑を行いました。

これに対して、1者だから事前公表をしたということではなく、案件を公表する時点で予定価格は公表している。また、本案件は、当初事後公表で入札を行ったが、全者辞退により不調となり再発注したものであり、都の制度として当初事後公表事案ではあっても一度不調になった案件を再度公表する時には事前公表にしているという説明がありました。

なお、昨年、制度を見直し、予定価格超過による不調でない場合は、再発注の際には引き続き事後公表とするよう運用を改めており、より競争性を高めるよう工夫を行っているとの説明がありました。

本件については、予定価格の事前公表について、中小企業の積算に係る負担を軽減するという本来の目的に即した運用になっているか常に念頭に置いて、機械的・固定的な事前公表の運用とならないよう検討を続けていただきたいという意見を付しております。

議案5につきましては、これは産業労働局でありまして、梅沢治山工事です。こちらは、高落札率事案として抽出しておりますが、1者入札にもなった案件になっております。

本件は、希望制指名競争入札において発注したのですが、希望5者、指名10者、応札は1者となったものでありまして、落札率は100%となっております。

1者入札を回避するために何か検討をしているか。予定価格とほぼ同価の入札が入っていることについてどう分析しているか等の質疑を行いました。

これに対して、1者入札の回避については、辞退理由あるいは不参加理由についてヒアリングをするように努めている。また、東京都の森林土木建設業協会の事務局を介し、不調の回避や入札への参加について意見の収集をしているとの説明がありました。また、予定価格とほぼ同価の入札については、情報開示請求が年間複数件あり、業者側のデータ分析が相当進んでいると推察しており、1つの発注案件において数者が同じ金額で入札するケースもある。本件については、取れたらいいかもしれないけれども、取る時は予定価格と同額のような満額でいいとして入札をしたのではないかと考えているとの説明がありました。

本件については、次の入札、契約の改善につながるように、なぜ予定価格あるいはそれに非常に近似した価格により1者入札の落札が行われているのか、しっかり原因分析をしていただいて、改善に結びつけていただきたいという意見を付しております。

6番目の最後の案件ですけれども、水道局の本郷庁舎外51か所給水栓自動水質計器用信号伝送装置取替工事であります。こちらは、高落札率事案として抽出したものでありますけれども、1者入札にもなっている事案であります。

本件も、希望制指名競争入札にして発注したのですが、希望1者、指名7者、応札1者で、落札率は100%となっております。

希望1者で他は任意指名とすると1者入札になる蓋然性が高く、この者に予定価格を事前公表するのは納税者としてやや納得いかないと思われるが、どう考えるか。箇所数をもっと減らして分割発注をすれば、いろいろな会社がトライをしてくる可能性があるのではないかとといったような点について質疑を行いました。

これに対して、任意指名については、予定価格の事前公表をした上で参加者を募ったところ、1者からの希望があり、競争性を確保するために任意指名を行ったものであり、希望が1者であることが分かってから事前公表にしたわけではないので、もともと事前公表をした上で参加者を募っているという説明がありました。また、分割発注については、同様の信号伝送装置の取替数は550か所あり、今回も分割したうちの一つである。スケールメリットや施工数を考えて、550か所のうち今回は自動水質計器を対象に発注している。テレメーター設備、応急給水設備など、設備ごとに工場製作期間や現場施工期間が適切になるようロットで発注しているとの説明がありました。

本件につきましては、今後は競争性が確保されることを期待し、万一、本件と同じような1者入札になるような状況があれば、速やかに原因を分析し、改善に結びつけていただきたいとの意見を付しております。

第2回第二監視部会の6件の結果については以上となります。

ここからは委員長として皆様に進行したいと思います。ただいまの第二監視部会の結果報告について、何か委員のほうから質問や意見がありましたら挙手をお願いしたいと思います。何かございますでしょうか。では、よろしいでしょうか。では、次に進めたいと思います。

以上で、議案1から議案4までは終了となります。この後は指名停止等に係る苦情処理部会の議題に入りますけれども、本議題につきましては個人情報や法人等の情報の保護の関係から非公開にしたいと思います。

大変恐縮ですが、取材及び傍聴の方は御退席をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(関係者以外退室)

【白田契約調整担当課長】 委員長、どうぞお進めください。

【有川委員長】 それでは、委員会議案5の指名停止等に係る苦情処理部会の結果につきまして、小見部会長のほうから御報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【小見委員】 小見でございます。それでは、第1回及び第2回指名停止等に係る苦情処理部会結果の報告についてです。資料は32ページを御覧ください。

まず、本件の概要を御説明いたします。本件は、令和3年度に東京消防庁が発注した物品買入れ契約「感染防止衣（不織布製）の買入れ」において、落札決定後、落札決定者が仕様書のとおり履行することが困難であることを理由に契約締結を辞退しました。

これを受け、東京都は、東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱別表7「不誠実な行為（落札決定後、正当な理由がなく契約を締結しない場合）」に該当するため、当該事業者に対して令和4年6月21日から6か月の指名停止措置を行いました。

この措置に対して、当該事業者から苦情申立てがされ、さらに苦情申立てに対する都からの回答に対して再苦情申立てがされたため、当入札監視委員会の設置要綱に基づき処理

したものでございます。

なお、部会については個人情報や法人情報の保護の観点から非公開としました。

まず、令和4年8月29日に開催した第1回の苦情処理部会においては、本苦情申立てに係る指名停止措置について、当該措置が適正に行われたものか否か、苦情申立人からの再苦情申立ての趣旨に正当な理由があると認められるか否かという点について、各委員が意見を述べましたが、苦情申立人が契約締結を辞退したということに正当な理由があったかどうかについて再検討をするため、仕様書で設定した感染防止衣の生地の高さに関する合理性や、仕様書で定める感染防止衣の市場での調達可能性等について、追加で調査を行うこととし、後日改めて部会を開催することとしました。

そして、令和4年10月3日に開催した第2回の苦情処理部会においては、第1回で示された追加調査事項の結果を踏まえ、改めて各委員からの意見を述べ、最終的に各委員の意見を集約し、34ページ以降の報告書のとおりにまとめました。

結果としては、その報告書内の36ページの6の記載のとおりでありまして、まず1番です。苦情処理申立者が主張する癒着や談合の事実について、当部会に強制捜査権限はなく、またその事実の有無については認定する立場にはないものの、当部会に提出された資料を確認する限りは、その事実の存在は確認できず、当該事実の存在を前提にすることはできない。

なお、このことは本件調達における癒着・談合の有無を認定するものではない。

2番です。本件に係る契約締結が行われず、東京都の事業執行に停滞等を招くことになったことを考えると、東京都が指名停止措置を行ったこと自体に問題はない。

3番です。一方で、苦情申立者が主張する正当な理由及び指名停止措置の期間については、仕様書の内容が細か過ぎたという点も否めず、それにより苦情申立者が落札決定後に調達できなかったことについてやむを得ない事情があったと推認されることから、標準6月の指名停止期間を短縮すべきであるという意見と、苦情申立者は履行可能と判断した上で入札したにもかかわらず、落札決定後、契約締結を辞退した点を重く見るべきで、過去の指名停止の措置状況、調達可能性等を踏まえても、標準6月の指名停止期間は妥当であるとの意見が出たため、2つの意見を併記しました。

以上、3つの結果を補足するものとして、第2回出席委員の個別意見を7に記載し、東京都においては、本部会の報告を踏まえ、苦情申立者に対して適切な対応を取られたいという旨の報告をしております。

指名停止等に係る苦情処理部会の結果については以上となります。

【有川委員長】 ありがとうございます。ただいまの苦情処理部会の報告につきまして、委員の方、何か質問や意見がありましたら挙手をお願いしたいと思います。はい、飯塚委員。

【飯塚委員】 この指名停止については、顛末はどうなったのですか。

【白田契約調整担当課長】 委員長、事務局のほうから御報告をよろしいでしょうか。

【有川委員長】 事務局のほうで回答をお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 はい。それでは、御報告いたします。

部会からの報告を受けた東京都の対応について御報告をいたします。

まず、苦情処理部会の委員の皆様から指名停止期間につきまして現行6月が妥当とする意見と、期間を減算すべきとする意見が出されたことを踏まえまして、期間の再検討を行うために苦情申立人に対して契約締結を辞退した正当な理由について申立人の主張を客観的かつ明白にその事実を裏づける証拠資料の提出を求めたところでございます。

しかしながら、あらかじめ設定した期日までに申立人からの応答がなく、資料の提出がなされなかったことから、指名停止期間は当初のとおり6月から期間の変更を行っておりません。

なお、当該事業者からはその後も応答がなく、指名停止につきましては既に昨年12月20日で終了しているところでございます。

また、追加で少し御報告をさせていただきますと、苦情処理部会第2回の当日につきましては、東京消防庁の一連の調達手続における改善点及び今後の発注に当たっての留意点につきましても御意見をいただく予定だったわけなのですが、時間の都合で、後日、各委員からメールで御意見をいただく形とさせていただきました。

委員の皆様からいただいた主な意見と都の対応についても、追加で御報告をさせていただきます。

委員の皆様からいただいた主な意見といたしましては、仕様策定に当たって、少なくとも3者以上の会社からヒアリングを行って仕様を平準化すべきという御意見。また、少なくとも競争制限的な仕様を協議した部分につきましては、その必要性・合理性についての説明を詳細に記録しておくべきとの御意見をいただいたところでございます。

今回の事案の発生を踏まえて、まず発注部署である東京消防庁として、また東京都全体としても、より良い調達に向けて幾つか対応を行ったところでございます。

まず、その東京消防庁の対応についてでございますが、東京消防庁においては、今回、事案の発生経緯を庁内研修において説明いたしまして、仕様策定時及び業者対応時における注意点などについての共有を図っているところでございます。

また、仕様書策定に当たっての事務手続通知を改正いたしまして、仕様書の変更点や参考ヒアリングを行った業者を確認するための報告様式を新たに設定するとともに、仕様書において複数の想定物品などが履行される見込みがあることなどを事前に確認するよう、事務手続通知に明記いたしました。

また、東京都における全庁を対象とした対応といたしましては、仕様策定に当たってのヒアリング方法について、事業者から参考意見を聴取する場合は可能な限り複数者から行うということとし、特定の事業者の意見のみが反映された仕様とならないよう留意すること。また、特殊な仕様・規格を持つ製品につきましては、契約締結後ではなく、一般競争入札参加資格の確認申請時の段階で、可能な限り性能証明書を聴取し、納入予定の製品の

仕様等を確認するよう、契約事務担当者説明会などにおいて庁内に周知を図っていく予定でございます。

本件に係る対応につきまして事務局からの報告は以上であります。よろしく願います。

【有川委員長】 ありがとうございます。飯塚委員、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。ほかの委員で何か質問や意見がありましたら、よろしいでしょうか。では、以上で議案1から議案5まで終了ということになります。

本日予定されておりました議事は全てこれで終わることになりますけれども、せっかくの機会ですので、最後に何か御発言等がございましたら、各委員のほうから挙手をして発言をしていただければと思います。

よろしければ、進行を事務局のほうに移したいと思えます。よろしく願います。

【前山契約調整担当部長】 有川委員長、ありがとうございます。最後に、東京都財務局を代表いたしまして、経理部長の五十嵐より御挨拶をさせていただければと思います。

【五十嵐経理部長】 本日は、有川委員長をはじめ委員の皆様には、お忙しい中、長時間にわたり御意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。

各部会におきまして、委員の皆様からは様々な御意見を頂戴したところでございます。

そういった中で、私どもとしましても、入札契約制度の監視を適正に行っていくために、常に見直すべきところは見直していかなければならないと考えております。それぞれの委員の皆様とも御相談をさせていただきながら、可能な限りいい方向に改革していきますよう検討していきたいと考えております。

引き続き、委員の皆様には様々な観点から御意見を賜りますよう、ぜひともよろしく願います。

本日は誠に長時間にわたりまして御議論をいただきまして、ありがとうございました。

【前山契約調整担当部長】 委員の皆様、ありがとうございました。

それでは、以上を持ちまして令和4年度第3回入札監視委員会を閉会させていただきます。

— 了 —